

委員会審査における請願者・陳情者の意見陳述について

1 意見陳述の申出

請願・陳情者が意見陳述を希望する場合は、請願・陳情書を提出する際に、意見陳述申出書（様式第1号）により意見陳述希望の申出を行う。

2 意見陳述の可否

請願・陳情者から意見陳述の申出を受けた場合、議会運営委員会において承認を得た上で、書面により請願・陳情者に通知する。

3 意見陳述の方法

- (1) 意見陳述ができるのは、当該請願・陳情が審査される委員会において、請願・陳情者のうち代表者1名とする。
- (2) 意見陳述の実施は、当該請願・陳情が付託された初回の委員会における審査前に行うものとする。
- (3) 意見陳述の時間は、5分程度とする。
- (4) 意見陳述の内容は、個人情報に関する発言、公序良俗に反する発言、特定政党・個人等への誹謗中傷、その他社会通念上不適切と判断される発言を禁止するとともに、当該請願・陳情の趣旨及び補足の説明に限る。また、パネルやスクリーン等による説明は認めないものとする。
- (5) 委員会における資料配布は原則認めない。なお、参考として、請願・陳情者が事前に資料の配布を希望する場合は、委員会前日の17時まで必要部数（電子データによる提出も可とする。）を事務局に提出するものとする。
- (6) 委員は意見陳述者に対し、質疑することができる。ただし、意見陳述者から委員への質疑は認めないものとする。
- (7) 意見陳述を行う場合の請願・陳情の審査順序については、原則議案の審査後とする。ただし、委員会の合議があれば議案審査前に請願・陳情の審査を行うことができる。

4 その他

- (1) 委員会における請願・陳情の審査において、請願・陳情者は、会議の秩序保持に努めるとともに、委員長の指示に従わなければならない。
- (2) 意見陳述者の変更については原則認めない。なお、取下げを行う場合については、当該請願・陳情が付託された委員会における審査日の前日までに、意見陳述取下げ申出書（様式第2号）により申出を行うものとする。

意見陳述申出書

令和 年 月 日

新座市議会議長 様

申出者（陳述者）

住 所

（団体名）

（ふりがな）

氏 名

連絡先

私は、令和 年 月 日付けで提出した、下記の（請願・陳情）について、意見陳述をしたいので申し出ます。

記

請願・陳情名

- ※ 申出者（陳述者）は、請願・陳情者のうちの代表者1名とします。
- ※ 意見陳述を行う委員会名、日程、場所等については、後日、上記住所へ通知します（ただし、委員会の審査の進行状況により請願・陳情の時刻が前後することから、意見陳述を行っていただく時刻は確定できません。）。
- ※ 陳述時間は5分程度とし、陳述内容については、当該請願・陳情内容の趣旨の説明及び補足説明とします。陳述内容に個人情報を含まないよう留意してください。
- ※ 委員会における資料配布は原則認めておりませんが、参考として、請願・陳情者が事前に資料の配布を希望する場合は、委員会前日の17時まで必要部数（電子データによる提出も可とします。）を提出してください。
- ※ 意見陳述者から委員への質疑は認めませんが、委員から意見陳述者に対し、質疑することがあります。
- ※ 意見陳述者は議会の秩序保持に努めてください。

意見陳述取下げ申出書

令和 年 月 日

新座市議会議長 様

申出者（陳述者）

住 所 _____

（団体名） _____

（ふりがな）

氏 名 _____

連絡先 _____

私は、令和 年 月 日付けで提出した、下記の（請願・陳情）についての意見陳述を取り下げたいので申し出ます。

記

請願・陳情名 _____